

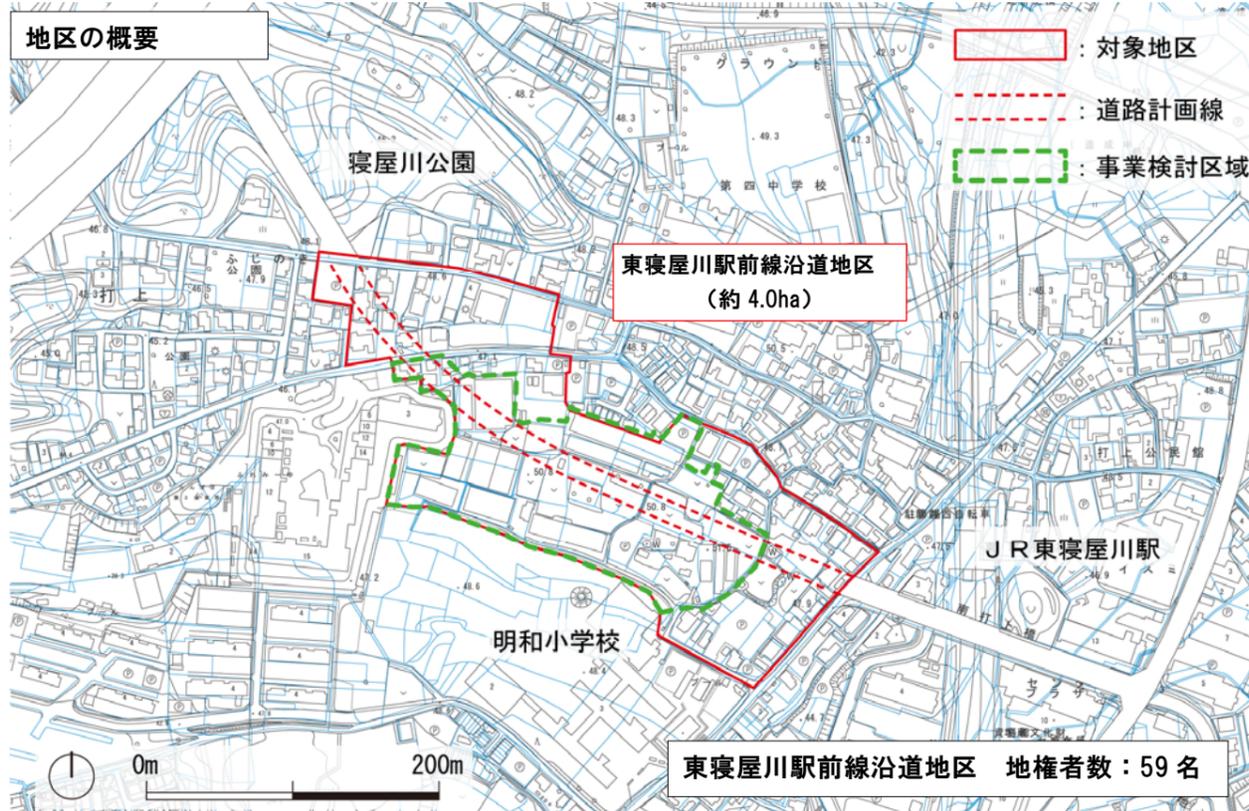
東寝屋川駅前線沿道地区 まちづくり整備計画（案） 概要版

平成25年3月 寝屋川市

1. 地区の概要

本年度は、昨年度に策定した「まちづくり構想(案)」において、「優先的にまちづくりに取り組むエリア」に位置づけられた「東寝屋川駅前線沿道地区」を中心に具体的な事業化に向けた検討を行い、「東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり整備計画(案)」を作成しました。

地区の概要は下図のとおりです。



東寝屋川駅前線沿道地区 地元まちづくり組織

組織名	会員	検討区域
東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会	東寝屋川駅前線沿道地区の地権者により構成	・東寝屋川駅前線沿道地区

平成24年10月に「東寝屋川駅前線沿道地区」の地権者を中心に、道路整備と一体となった沿道まちづくりの勉強会を行い、平成25年2月には「東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会」を設立し、沿道まちづくりの検討を進めています。

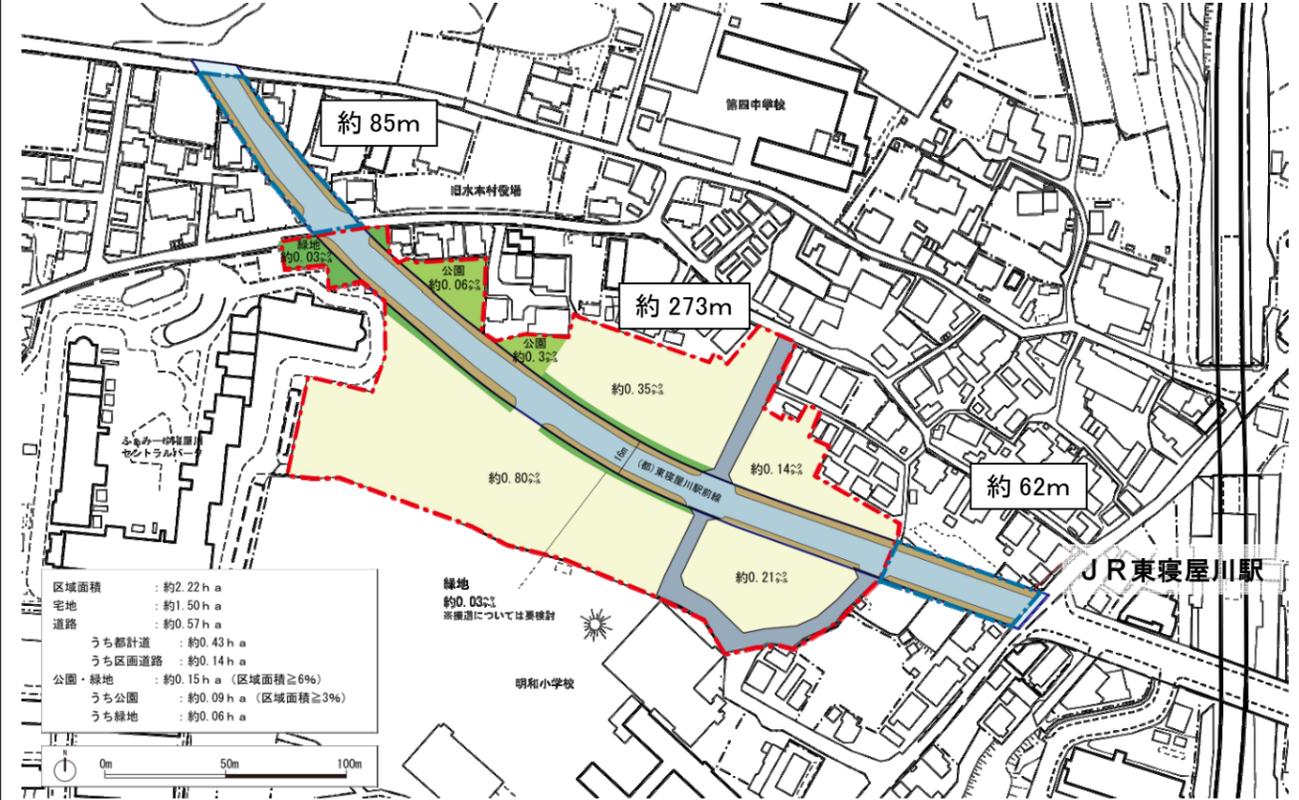
東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会 平成24年度活動記録

年月	開催内容
H24/10	第1回勉強会 (10/25)
11	第1回世話人会 (11/29)
12	第2回世話人会 (12/25)
H25/1	第3回世話人会 (1/21)
2	東寝屋川駅前線沿道地区まちづくり協議会設立総会 (2/4) 第1回役員会 (2/28)

まちづくり整備計画(案)の位置づけ



2. 東寝屋川駅前線沿道地区 まちづくり整備計画図(案)



(1) 事業手法

(都) 東寝屋川駅前線の整備に合わせた沿道のまちづくり手法として、「沿道区画整理型街路事業」と「土地区画整理事業」が挙げられます。

また、一部区域では、街路事業を実施することも考えられます。

※「沿道区画整理型街路事業」：道路を含む沿道市街地を対象に事業区域を設定し、土地区画整理事業の手法(換地手法)により道路と沿道市街地を一体的に整備する手法。

(2) 事業主体

沿道市街地と一体的な整備方策を推進するためには、都市計画道路の整備を行う「街路事業者」と沿道市街地を整備する「区画整理事業者」の2つの事業主体が考えられます。街路事業については府に要望するとともに、区画整理事業については地元と協議を進め、組合施行の検討を進めていきます。

(3) スケジュール(案)

エリア	H25(1年目)	H26(2年目)	H27(3年目)	H28(4年目)	H29(5年目)	H30(6年目)	H31(7年目)	H32(8年目)
まちづくり協議会活動	整備計画案の検討、事業化に向けた課題整理							
地籍調査、権利関係調査	地籍調査・権利関係調査							
区画整理準備組合設立(準備組合活動)	事業計画の作成、所有者・借地権者の同意							
区画整理組合設立 事業計画認可 仮換地								
街路事業	用地取得・道路整備							
整備着手	道路整備 沿道まちづくり(沿道建物整備、まちなみ形成)							
地区計画の検討								